**特定都市河川相談票　（初回相談者向け）**

**東部Ｃ26年度　　号**

相談者名　（公的主体が作る公園・運動場も該当⇒14条協議）

相談日時　　平成２６年　　月　　日（　　曜日）　　　：

相談箇所　　　　　市　　　　　町　　　丁目　　　番地

１　特定都市河川流域へ該当するか　（県公報参照、一部の場合は地図を参照）

相談先は大和市になります

　□境　川　… □大和市　　　　　町　　　　丁目　　　番地

　□引地川　… □大和市　　　　　町　　　　丁目　　　番地

 　　　 □海老名市　　　　町　　　　丁目　　　番地

 □綾瀬市　　　　　町　　　　丁目　　　番地

東部センター

 □座間市　　　　　町　　　　丁目　　　番地

２　雨水浸透阻害行為の類型に該当するか

　□非該当リスト

　①宅地、水路、道路、鉄道線路等で行われる行為は該当しない

　②池沼、水路の埋立も該当しない

　③宅地以外でも既に舗装された土地で行う行為は該当しない

３　1000㎡以上の行為か

　□面積は雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の全体面積

（1000㎡に近い限界事例は、事業エリア全体が分かる現況地形図・土地利用計画図を提出していただき、本庁と相談してからの判断になります。）

４　開発許可申請の有無、申請先　【参考までにお尋ねします】

　□都市計画法29条の開発許可にかかる流出抑制対策の指導は受けていますか。

　□指導元はどこですか　（□市の開発指導要綱（　　　　課）□東部Ｃ建築指導課）

　（開発指導とは計算式が異なります。お手数ですが特定河川の方式でも計算して下さい。両者のより厳しい規制をクリアする必要があります。）

５　経過措置（26年6月以降）

　□既に工事に着手しているものは許可不用です。

　□都市計画法29条の開発許可を受けているものは許可不用です。

　□事業採択されている等既に事業化されているものは許可不用です。

　□都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として、施行に認可を受けているものは許可不用です。

|  |
| --- |
| **＜共通事項＞****この許可は知事名の許可なので事務所では最終的な判断はできません。申請書は本庁流域海岸企画課に送り判断しますので、早めに事前相談（事前協議）をし、時間に余裕を持って申請して下さい。****この１次判定で該当する場合は、事前協議を行っていただきたいので書類を準備して下さい。（裏面）** |

事前協議に必要な書類

1. 行為区域　位置図　（５万分の１以上の地形図）
2. 行為区域　区域図　（現況地形図　２５００分の１以上）
3. 現況地形図　　　　（２５０００分の１以上）
4. 土地利用計画図　　（２５０００分の１以上）
5. 様式　１（現況地形図の土地利用区分毎の面積集計），２（土地利用計画図の土地利用区分毎の面積集計），３（雨水浸透阻害行為面積の算定）
6. 課税地目・土地登記簿謄本（公図の写し）、その他土地利用区分を証明する書類